

身体拘束最小化のための指針

帝京大学医学部附属溝口病院

1. 身体拘束最小化に対する考え方

身体的拘束は、患者様の自由を制限することであり、尊厳ある生活をはばむものです。さらに、身体的・精神的に苦痛を生じ、日常生活に支障をきたし、立位や歩行が困難となります。その結果、生活や生命の質の低下につながります。当院では、患者様の意思を尊重し、緊急でやむを得ない場合を除き身体的拘束をしない医療・看護の提供に努めます。

2. 身体拘束適正化のための体制

身体的拘束などの適正化を目的として「身体的拘束最小化チーム」を設置する。

1) チームの活動の内容

- ①身体的拘束の実施状況を把握し、職員・管理者へ周知徹底をする。
- ②身体的拘束を実施した場合の代替案・拘束解除の検討を行う。
- ③身体的拘束最小化に関する職員全体への指導・研修を開催する。

④当該指針の定期的な見直しと職員への周知を行う。

2) 身体的拘束最小化チームの構成員

認知症ケアチーム担当医師、認知症ケアチーム担当看護師、認知症ケア
チーム担当作業療法士、認知症ケアチーム担当 SW

3. 身体的拘束の定義

医療的な配慮がなされた拘束用具により、体幹や四肢の一部あるいは全部を種々の程度に拘束する行動の制限をいう。

4. 身体拘束とみなされる具体的な行為

- 1) 徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひもや拘束具などで縛る。
- 2) 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひもや拘束具などで縛る。
- 3) 自分で降りられないように、ベッドを柵で囲む。
- 4) 点滴・経管栄養などのチューブを抜かないように、四肢をひもや拘束具などで縛る。
- 5) 点滴・経管栄養などのチューブを抜かないように、または皮膚をかきむ

しらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋をつける。

6) 車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったたりしないように Y 字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。

7) 脱衣やオムツ外しを制限するために、抑制着(つなぎ)を着せる。

8) 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひもや拘束具で縛る。

9) 行動を落ち着かせるために、向精神病薬を過剰に服用させる。

10) 自分の意志で開けることのできない居室などに隔離する。

5. やむを得ず身体的拘束を行う基準

患者様または他の患者様の生命または身体を保護するための措置として、以下の 3 要素の全てを満たす状態にある場合は、医療者複数で協議し、患者様やご家族様への説明・同意を得た上で、医師の指示のもと、例外的に必要な最小限の身体的拘束を行う。

(切迫性) 患者様または他の患者様の生命または身体を危険にさらす可能性がある。

(非代替性) 身体的拘束以外に行動制限を行う手段がない。

(一時的) 身体的拘束による行動制限が一時的なものである。

6. 身体的拘束を行う場合の対応

緊急ややむを得ず身体的拘束を行う場合は、十分な観察を行いできるだけ早期に拘束を解除できるよう努力する。

7. 鎮静を目的とした薬物対応

患者様は、身体の不調や環境の変化、疼痛により眠れない可能性がある。

そこで、不眠の訴えや病状などを考慮し、医師や看護師の複数で薬剤使用の有無を検討する。

8. 日常ケアにおける基本方針

- 1) 患者様の意思や尊厳を尊重する。
- 2) 患者様の意思や想いを汲み取り、意向に添った支援を行う。
- 3) 患者様の不穏や興奮などの症状の原因の特定と除去に努める。

9. 身体的拘束最小化に向けた職員教育

- 1) 定期的な教育研修を年 1 回以上実施する。

(附則)

この指針は 2024 年 11 月 1 日より施行する。